

【 検 査 】

873 EEG8（熱性痙攣）の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

熱性痙攣におけるD235脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）（EEG8）の算定については、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳波検査は熱性痙攣とてんかんを区別するためにも重要な検査である。また、てんかんは熱がなくても起こり、発作波と呼ばれる脳波での異常がみられることが多く、EEG8は必要であると考える。

以上のことから、熱性痙攣におけるD235脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）（EEG8）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、単純型熱性痙攣の患者に対する本検査の算定については、個別症例に応じて判断することとする。